

事 務 連 絡  
平成 22 年 12 月 2 日

各国公立大学法人・学校法人事務局  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課 御中  
各都道府県私立学校主管課  
各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課  
文部科学省高等教育局高等教育企画課  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

#### 高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

本日、農林水産省から、鳥根県で発生した高病原性鳥インフルエンザの患者から分離されたウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5 亜型) の強毒タイプであることを確認したとの発表がありました (別紙資料)。

鳥インフルエンザへの対策という観点から、既に平成 18 年 1 月 16 日付け 17 ス学健第 18 号や平成 18 年から 22 年の数次の事務連絡において、同様の対応をお願いしていますが、各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

また、これらのことについて、都道府県教育委員会及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管の学校 (専修学校・各種学校を含む) に対しても、それぞれ周知されるようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 手洗い、うがいの励行

児童生徒に対し、日頃から、手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底させること。

##### 2. 児童生徒や教職員等に対する野鳥への対応等の周知徹底等

- (1) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- (2) 死んだ野鳥を発見した場合には、手で触らず、学校や教育委員会、獣医師、家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。
- (3) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。  
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。

##### 3. 正しい知識の普及

高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはないが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはない、人体には影響がないこと。

(本件照会先)

<学校における保健管理について>

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健指導係

TEL 03-5253-4111 (内線 2918)

FAX 03-6734-3794

<学校における飼育動物について>

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第一係

TEL 03-5253-4111 (内線 2903)

FAX 03-6734-3734

## 島根県において確認された高病原性鳥インフルエンザのウイルス分析結果について

○島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザの患畜から分離されたウイルスについて、(独)農研機構動物衛生研究所における遺伝子解析の結果、強毒タイプであることを確認しました。

### 1. 概要

島根県安来(やすぎ)市で発生した高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)について、(独)農研機構動物衛生研究所が、分離されたウイルスの遺伝子解析を実施しました。この結果、当該ウイルスが強毒タイプであることを確認しました。

また、遺伝子解析の結果から、本年10月に北海道で野生のカモの糞から分離されたウイルスと、極めて近縁であることが明らかになりました。

### 2. 今後の対応

今回分離されたウイルスについて、鶏に対する病原性を検査しています。

### 3. その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の鳥の病気であり、感染鶏の肉や卵が市場に出回ることはありませんが、仮に感染鶏の肉や卵を摂取しても人が感染することはなく、人体には影響ありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、山本（健）

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>